

温室効果ガス排出削減対策セミナー

取引制度で創出できるクレジット等

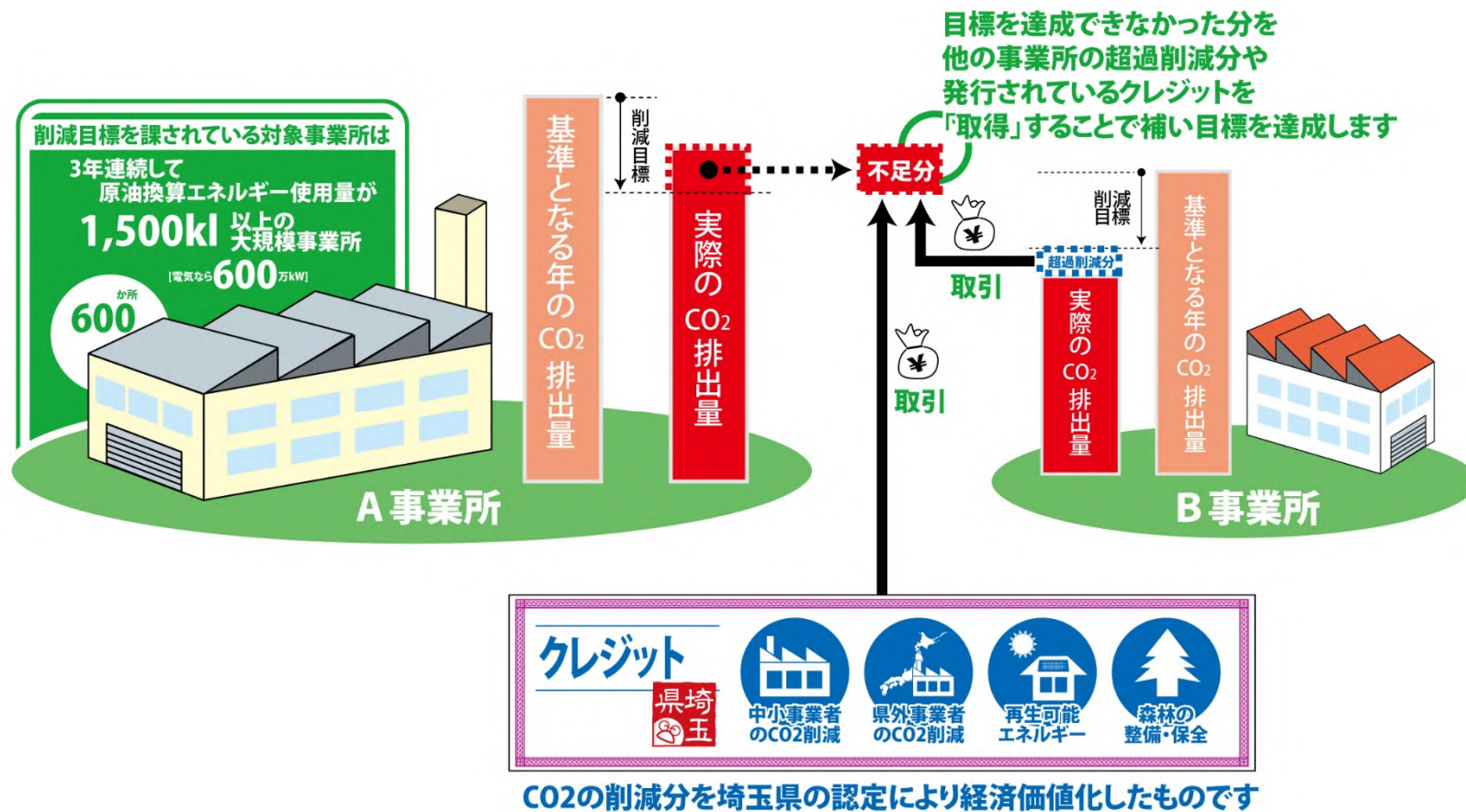
～ 排出量取引制度 第2計画期間の目標達成に向けて ～

埼玉県 環境部 温暖化対策課

平成 28 年 2 月 29 日 (月)

第2削減計画期間の目標達成に向けて 排出量取引制度の概要

大規模事業所が、「自ら削減」または「排出量取引」をすることにより、
温室効果ガスの総量削減を行う制度

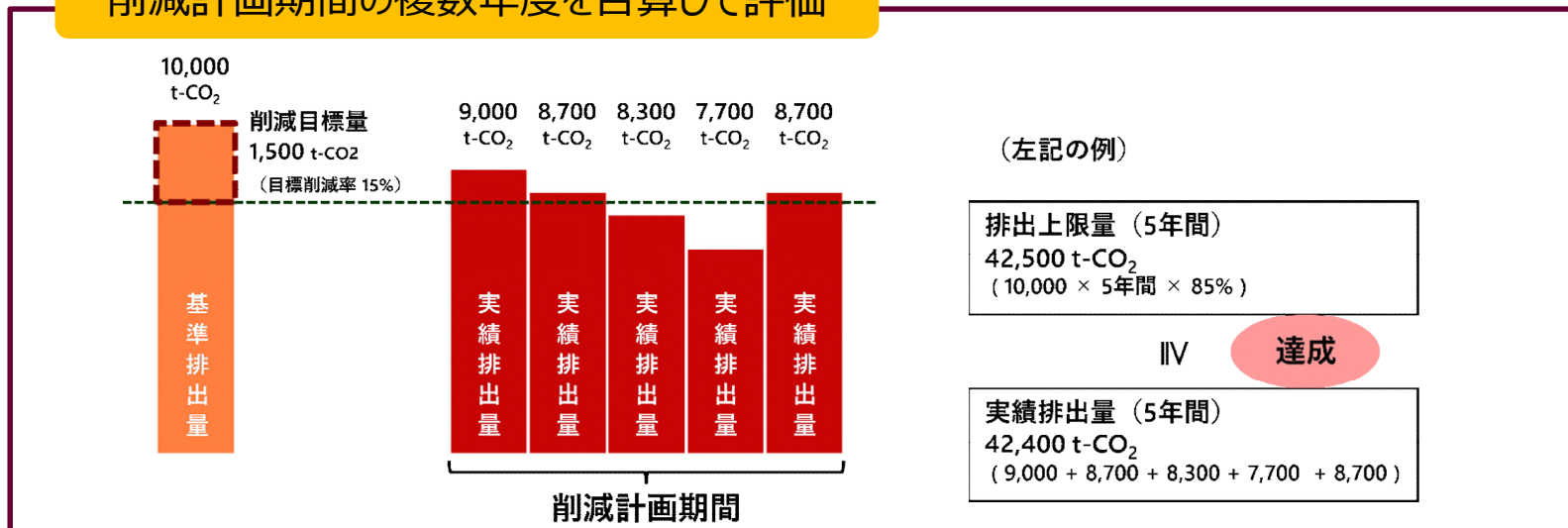


第2削減計画期間の目標達成に向けて 削減計画期間

第2削減計画期間は既に始まっています

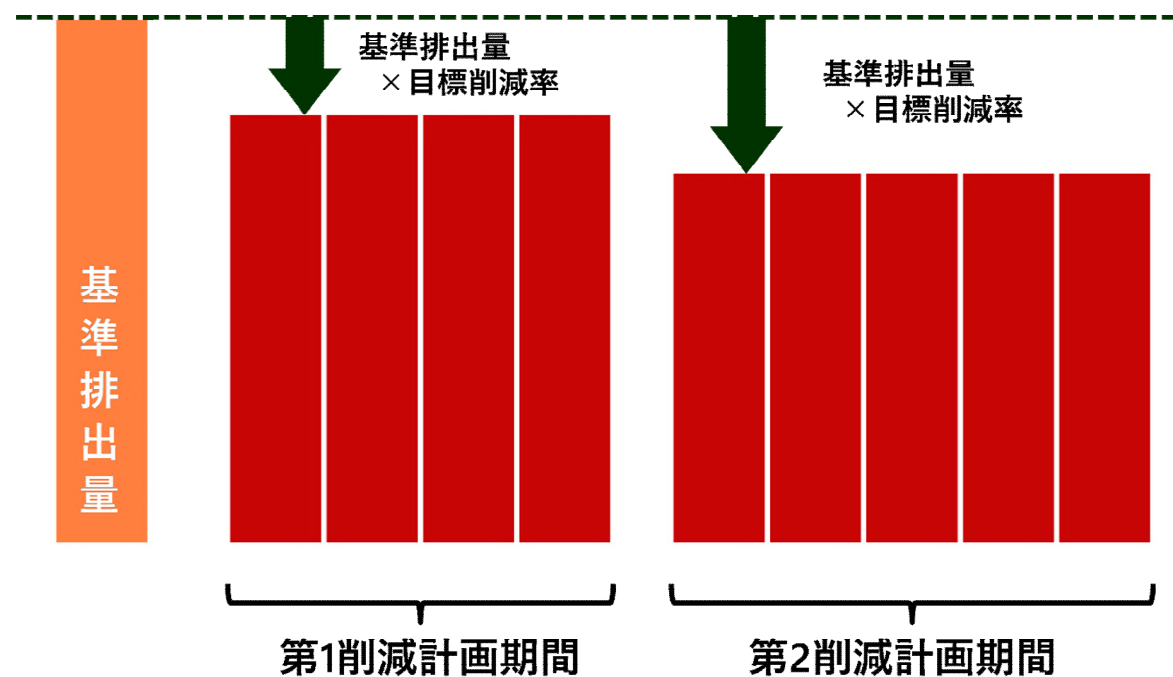
第1削減計画期間	2011 (平成23) ~2014 (平成26) 年度の4か年度
第2削減計画期間	2015 (平成27) ~2019 (平成31) 年度の5か年度
第3削減計画期間以降	2020 (平成32) 年度以降 5か年度ごと

削減計画期間の複数年度を合算して評価



第2削減計画期間の目標達成に向けて 削減目標量の設定

各事業所の削減目標量は、 基準排出量 × 目標削減率



第2削減計画期間の目標達成に向けて 目標削減率

第2削減計画期間の目標削減率は、15%または13%

	第1削減計画期間 (2011～2014)	第2削減計画期間 (2015～2019)
区分1-① オフィスビル、商業施設、教育施設、病院 など	8%	15%
区分1-② 上記のうち、事業所外から供給された熱が 使用エネルギーの2割以上である事業所	6%	13%
区分2 工場、廃棄物施設、上下水道施設 など	6%	13%

2012年度以降に大規模事業所に該当した事業所の緩和措置

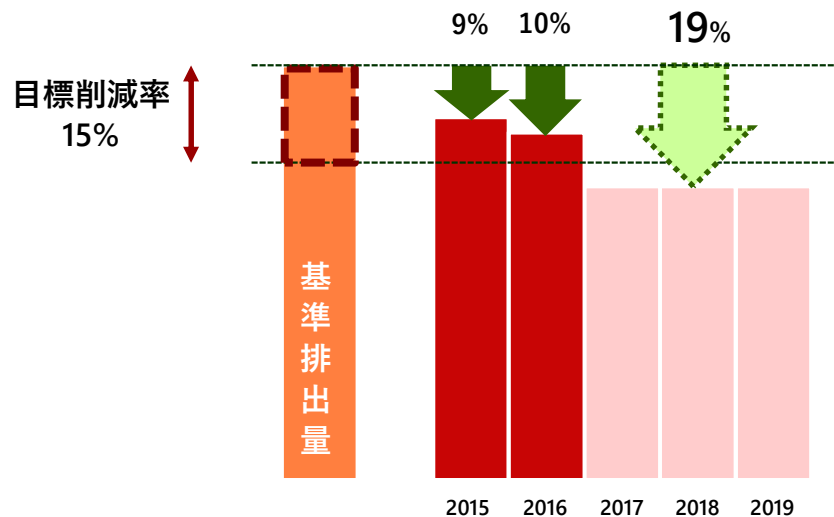
注：削減計画期間の区切りは、どの事業所も同じです。

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
2011年度から大規模事業所	8%または6%				15%または13%				
2012年度から大規模事業所		8%または6%			15%または13%				
2013年度から大規模事業所			8%または6%		15%または13%				
2014年度から大規模事業所				8%または6%			15%または13%		
2015年度から大規模事業所					8%または6%				15%,13%
2016年度から大規模事業所					8%または6%				
2017年度から大規模事業所						8%または6%			
2018年度から大規模事業所							8%または6%		
2019年度から大規模事業所									8%,6%

第2削減計画期間の目標達成に向けて 削減の見込み

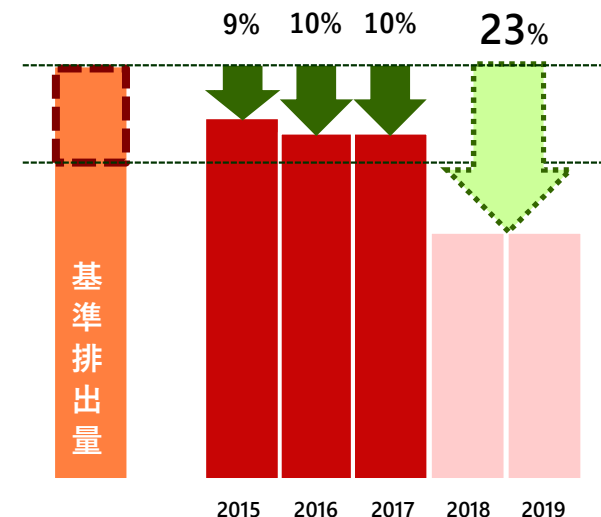
削減の見込みを立てて、早い時期に対策することが重要

目標削減率15%の場合の例



2015年度 実績削減率9%
2016年度 実績削減率10% だった場合

2017～2019年度平均で **19%** の削減が必要



2015年度 実績削減率9%
2016年度 実績削減率10%
2017年度 実績削減率10% だった場合

2018～2019年度平均で **23%** の削減が必要

第2削減計画期間の目標達成に向けて 削減の見込み

削減の見込みを立てるために・・・

1. 現状の削減率はどのくらいか？

自らの事業所の基準排出量は？
現在の排出状況は？

2. これから、どの程度の削減が見込まれるか？

これから実施される削減対策（運用改善、設備更新等）は何か？
その対策による削減効果は、年間 何 t-CO₂と見込まれるか？

3. バンキングされる量はどのくらいか？

第1削減計画期間で創出された超過削減量（目標を上回って削減された量）は
第2削減計画期間に持ち越すことができます。（バンキング）

第2削減計画期間の目標達成に向けて

第2削減計画期間の第三者検証

正確な達成見込みを立てるために、
早めに検証を受検し、排出量を確定させることをお勧めします

第2削減計画期間の排出量の第三者検証の期限

2020 (平成32) 年**7**月末まで

(削減計画期間の最終年度の翌年度の実績報告時まで)

削減計画期間（5か年度）をまとめて受検することは可能ですが、
正確な見込み計算のためにも

早めに（毎年度）受検することをお勧めします。

また、第2削減計画期間から対象となる事業所は
基準排出量の検証を早急に受検することをお勧めします。

※ 第1削減計画期間から対象の事業所で、既に基準年度の検証を受検している事業所は
改めて基準年度の検証を受ける必要はありません。

第2削減計画期間の目標達成に向けて 目標達成に向けて行うべきこと

現状では達成できない見込みの場合は、**すぐに**以下の3つを検討

1. 自らの事業所で削減対策を行う計画を立てる

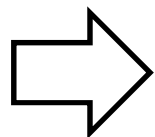
どのような削減対策を行えばよいか？ その費用は？ 実施時期は？
いつ、どのくらいの削減効果が見込めるのか？

2. 他者からクレジット等の取得・購入する計画を立てる

自らの事業所の状況や対策効果によっては、自ら対策実施を行うより
クレジット等を購入して目標達成に充てる方が、経済的に合理的な場合もあります。

3. 自らクレジット等を創出する計画を立てる

目標達成に充てるクレジット等は購入するだけでなく、自ら創出することもできます。
中小規模の事業所や県外の事業所、制度対象外の事業者も、創出が可能です。



最も合理的な方法で、目標達成すればよい

制度に関するお問い合わせ

埼玉県 環境部 温暖化対策課
計画制度・排出量取引担当

TEL : 048-830-3044, 3049

FAX : 048-830-4777

E-mail : a3030-03@pref.saitama.lg.jp

エル・ジー